

久喜市長及び副市長の給与の減額に関する条例

令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間においては、市長及び副市長の給料月額、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を、副市長にあつては同条第2号に定める月額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。
(久喜市長等の給与の減額に関する条例の廃止)
- 2 久喜市長等の給与の減額に関する条例(令和2年久喜市条例第25号)は、廃止する。